

○自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

自動車検査用機械器具の校正に係る運輸大臣の定める技術上の基準

自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準は、次のとおりとする。

| | | | |
|-----------------|---|-----------------|---|
| 自動車検査用機械器具の名称 | 技術上の基準 | 自動車検査用機械器具の名称 | 技術上の基準 |
| ホイール・アライメント・テスタ | (略) | ホイール・アライメント・テスタ | (略) |
| サイドスリップ・テスタ | 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）（以下「告示」という。）第七条の規定を準用する。 | サイドスリップ・テスタ | 自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）（以下「告示」という。）第七条の規定を準用する。 |
| ブレーキ・テスタ | (略) | ブレーキ・テスタ | (略) |
| 前照灯試験機 | (略) | 前照灯試験機 | (略) |
| 音量計 | (略) | 音量計 | (略) |
| 速度計試験機 | (略) | 速度計試験機 | (略) |
| 一酸化炭素測定器 | (略) | 一酸化炭素測定器 | (略) |
| 炭化水素測定器 | (略) | 炭化水素測定器 | (略) |
| 黒煙測定器 | (略) | 黒煙測定器 | (略) |
| オパシメータ | 告示第四十四条の八の規定を準用する。 | | |